八八 二九二

第二號

の失敗した所以である(第九十五代後醍醐天皇條)) に出でずして尊氏に濫賞した事は實に建武の大業

ば、此御光にあらそひ奉る者やはあるべき、中々に また天照大神より已來の正統をうけましましぬれ 然し乍ら將來の運命に對して親房は「今の御門

斯くて靜まるべき時の運さぞ覺え侍る」と云つて、

神聖の流れを酌む正統の天子は假令一時賊の猛勢 朝天子の皇威發揚の時が來るものと固く信じて居 依つて天は再び明かに、 になやまされ給ふとも、 つたのである。 やがては世も靜まり、 **遂には天照大神の加護に** 南

レデリッ

ク二世の政治學説(中)

文學 士 中 村 善 太 郎

述べむ。先づ人類の自然的平等、自然權平等に就 人間平等論及び國家起源論 彼の政治學説の一汎を 世の法律哲學者グロチウス、 嚆矢とすべし。而してかくの如き思想は、少年時 代より感化を受けしストア學派キケロの説と、 口より、明瞭大膽に平等論の稱へられしは、 ロック、ウォル フ等 彼を 近

次に是等の資料に基き、

Ξ

きて彼の意見を徵するに、これ等の說は古來幾度 社會の最高 三七年十一月 二十六日 U.S. の説を受けしものと思はる。彼が皇太子時代一七 de Suhm に宛てた

の地位に上るべき運命の下に生まれし世襲君主の る書翰に、

(9)

となく論ぜられたる所なるも、

國家、

)トリキこうららず。 皮等より灌り、 烹後、宮廷舀腹なるほご國王等は此世に於 ける神の標象ならむも、こ

者を除かば、彼等の多くは德もなく、何等賞讃を値せの外何者にもあらず。彼等より權力、 尊嚴、宮廷蹈諛

といひ、また 一七三 九年七月四日付 Rollin 宛ざる憐むべき入間なり。

デリックに送れりとの通知に接したる事を述べ、の書翰にジロルランが其の羅馬史の第二卷をフレ

シ

謏者の為めに王位より遠 ざけらるゝ眞理の聲を、君主卿の職業は卿に君主逹を教 導する權利を與ふ。卿は蹈

通の人間に、君主を人民に為し得たらむ事を望む。まとく、ソラス・プランでは人道の為めに、卿が國王を普達に傳ふる事を得。予は人道の為めに、卿が國王を普記者の気をします。

の現狀に關する考察」に、四といひ、また一七三八年に書きし「歐洲政治團體

多敷者が王に身を委ねるは、或一人のか隷ミなるにあぐきものたらしめ むミして、或一人の勢力を一層恐る

といひ、また「マキャヴェリ駁論」に、四

第九卷

研究

フレ

デリツク二世の政治學説

為めなら。 の精神に及ぼす印象或は變化に 左右せらるゝが 思はる。其の間に差別ある如く感ずるは、 外界の事物 とはる。其の間に差別ある如く感ずるは、 外界の事物 はる。其の間に差別ある如く感ずるは、 外界の事物

自ら自己の運命を開拓し行くが如き人間として教甥の教育を托せる Borck 少佐に與へし訓會に写と述べたり。また一七五一年に、彼の相續者たる

續のこれに伴ひ支ふるに 非ざれば、幻影に過ぎざる事すべての人は平等にして、如何に高貴の生れミ雖、功

育すべき事を求め、

の義務に關する説」の中にもwといひ、また晩年に書きし「政府の形態及び君主

を覺らしめよ。

君事を忘るべからず。 君主は自身が臣民中の最も微賤なる者ミ同様に人間た

第二號 一九(一九三)

とあり。また同じ論文中に

(15)

ö

(二九四)

て、前の場合とは異なるも、人間平等の思想を傳 といへるは農 奴を論 ずる條に あらは れし文句に 等を認め、 隻語の中にか 革命家、 其の説は世襲君主の口吻として信ぜられず、 ふる事は一なり。 を除きて考ふる 得べし。 が如き明瞭なる觀念を我等に與へざるも、其片言 られ、法律哲學や國家哲學の專門家の學說にみる る爲め、 然れごも其の發表の形式及び用語 人類平等の思想を抱き居りし事は明らかにして、 民主主義者の意見を聽くが如き感あり。 卽ち彼は人間の自然的平等より自然權 た

、
漠然

人類

の

平等

を

稱ふる

如く

に

考へ **社會建設によりて生じたる差別的關** くの如き思想の含まれ居る事は認 時は、 これによりて觀れば彼れが終始 人間 は孰れも平等にして平 の學問的ならざ 寧ろ 係 平 め

等の權利を有すと認むるなり。

國家の起源及社會契約論

匹

する説」の中に、⑤
る説をみるに、「國家の形態及び國王の義務に關す、次に彼の國家及び主權の起源と社會契約に關す

にて、 に起因す。これによりて法律作られ、法律は社會に個々 して、 脱せず。かく人類が長く社會を組織せざりしは不思議 らず。 ヤ の諸族も未だ社會を成さず。ケーザル征伐當時のガリ 出現以前の希臘人や、 太古の猶太人、埃及人は家長の率ゐる孤立せる家族に の利益よりも一般の利益を先きにする事を教へ、人々 に至りしかを知りたし。 過ぎずして、未だ社會を組織せず。 ルは社會はありしも、 彼等相互の防禦により彼等の所有物を確保する 我々は如何にして人々が國民の團體に結合する ケーザルの後ゲルマニはなほ長く野蠻の狀態を 孤立せる人民が、 エ 國民團體の創立は、漂泊人民 ŀ 大ブリテンには未だ成立に至 ル ス キ 都市创造者立法者 サ 他の豪族ミ連合 ムニテ、 サ ŕ

は刑罰を恐れて他の所有を犯さず、隣人の生命を脅さは刑罰を恐れて他の所有を犯さず、隣人の生命を脅さて社會全體が攻撃を受くる時は、各人これを救ふべき義務ありこす。我等が他人に欲する事を我等も他人に殺するでして、國家に對する愛の念養生す。然れぞもを護所こして、國家に對する愛の念養生す。然れぞもを進れなり。即ち各人が優者に服從する唯一の理由はと連なり。即ち各人が優者に服從する唯一の理由は法律の保存にして、主權のよつて起る源なるを忘るべた。の保存にして、主權のよつて起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主權のよって起る源なるを忘るべ法律の保存にして、主権のよって起る源なるを応るべきない。

の義務を盡さいるにありとしいに其の權利をのみ主張するに急にして、君主たるに、歐洲に於けるあらゆる紛爭は、君主等が徒ら

と。次に「歐洲政治團體の現狀に關する考察」の中

第 九 卷 一研 究 フレデリツク二世の政治學既幸福、尊大の爲めに、特に又特別の注意を拂ひて人間多くの君主の誤は此にあり。彼等は神が彼等の光榮、

せざる人を選ぶべきを知るべし。 當なる人、主權を法律公正の保護の爲めに使用し、罰 賢明なる人、簡單にいへば、國家を代表するに最も適 敢なる、破壞的の戰爭に誤りて投ぜしむる事なき最も 等の調節せられざる慾情の機械、 奴婢たるべき運命を の群を作り、(彼等に身の安全を托する)臣民は唯君主 せらる、事なくして罪惡を犯し虐政を行ふ道具に利用 に同情を表する最も親切なる、敵を防ぐ爲めに最も勇 る、父の役目を勤むる為め最も善良なる、彼等の不幸 仲間の中よ り、彼 等を支 配する 爲めに、最も公正な の作る所なるを知るべし。……然れごも、 的に立ち歸れば、彼等が愛着する地位、君位は、人民 る不徳を生ず。君主にして此の迷想を去り、制度の目 の狂暴なる慾望、 祭に對する調節せられざる執着、すべてを掠奪せむこ の結果も誤ならざるを得ず。これによりて、誤れる光 有する者なりこ信ず。出發點たる主義既に誤れり。其 虐政、人性の價値を損するあらゆ 人々は其の

と述べ、君位は神より授けられしものにあらずせることを

二一(二九五)

第 九卷 øF 猊 フレデリツク二世の政治學説

のなりと論ず。 して、人民が自己の安全幸福の為めに授けたるも 人民が自己の安全保存の目的より、 また「マキャヴェリ駁論」に 彼等の爭を決する

きし、彼等の間より最も賢明、公平無私、慈悲深く、 益を一つの共通の利益に結びつけむこする君主を必要 勇敢なりこ考ふる者を選びて支配せしめたりこは、

裁判官、敵に對し彼等の財産を保護し彼等の異れる利

ヤヴェリの口ばり聞くを得ざるべし。

とあり。また「愛國心に關する書翰」には (19)

等の財力、 る事を約せしめ、これより、各人の義務生じ、人民は彼 民の暗默の約束 convention tacite にして、人民に對 社會契約 pacte social は、同じ政府に属するすべての人 平等の熱心を以て關體共通の幸福の爲めに盡力す 材幹、生れに相應して、國家の幸福に關係

考ふるを得べし。 と言へり。これによりてみれば、彼の見る國家主 し寄興せざるべからず。 及び社會契約の關係は大體次の如きものと 一、國家は各個人が其の生命財

> れに服從するにて、 民が自由意志を以て作り、且つ自由意志を以てこ 民の作れるものなり。三、國家及び主權者は、人 して、君位は神より授けられしものにあらず、 は國家の法律保存の為めに、 産保護の目的を以て作りしものなり。二、主權者 これ人民相互の暗默の約束、 人民の設けし有司に

b o ば、匈フレデリックの全集中、 約に就きては、 また 深く論及する所なく、 pacte social の語は、 フレデリックは他の政治學者 其の意 義甚だ曖昧 第九卷の「國家の Preuss の説によれ の如

即ち社會契約に基くものなり。

而して此の社會契

る書翰」の二篇に、 形態及び國王の義務に關する説」と「変國心に關す 七回あらはれ居るのみにて、

ッソーの民約篇中に用ゐし語を採用せし如きも、 他に全く見えず。また此語は當時世評に上れるル デリックが民約篇を精讀せり とは考ふるを得

ず (21)

フ

v

b は實現し得べきものとして力説するものあり。 國家の形態に關 或は理想的國家を單に空想するものあり。 しては、 古來幾度か論ぜられた 或 或

0 何なる國家にも共通の最善の形態なしと論ずるも は國家の形態を以て環境に應ずべきものとし、 あり。 フ V デ リックの 如きは、専制君主國 0) 如 相

形態を認めず。 續者又は君主さして、 ある皇太子時代に於ても、 て困難なる立場にあり。 その形態は周園 理想論を發表する事は 彼が比較的自由の立場に 絕對に優秀なる國家 の事情によりて定 極 め 0

白く むべききのとす。 (22) マ 4 ャ 37 × ツ 駁論」第十二章に

作れり。 異にする如く、

Ý. JL

卷

W.

乳

Ż

レデリツク二世の政治學説

宇宙に於ては、すべての物多種多様なり。人皆性質を 卽ち國家は位置廣袤、 自然は、 國家の性質にも同様の變化を 人口, 人民の精神、 商

> 萬病に効験ある祕法を有せざる如く、 -gi る政府の 形態 に適用す べき一般 法則を處方するを得 府の差異著しく、 習慣、 法律、 詳細に亘れば千差萬別にて、 長所弱點に於て異なれり。 政治家もあらゆ 彼つて政 腦師

得たり。 ィヂアスの作遙にたちまさり、 方を擇びしも、其圓柱の上に置かるゝに及び、 デアスの作は粗雑なりし故、 メ 1 ヌとが、 これは遠近法と釣合さを解得せるによる 各ミネルヴァの像を造りしに、 人々 フィヂ アル アス賞金を IJ X i ヌ フィ 0) フ

と。又同書第十六章にも、30 フィデァスと ア

w

力

との例を引き、この釣合の法則は政治にも適用す べきものとし、大國家に適する事も、小國家に行ふ

家、 策なしとするにあり。 べからざる事ありと論ず。 すべての場合に適應するが如き國家の形態政 彼の環境よりせば、 彼の説は、すべての 彼は必 國

第二號 (一九七)

然君主政治の讃美者たらざるを得ざるも、

第二號

ġ 無條件的讃美 者にあらず。「マキャヴェリ駁論」

第九章に

脱せし國民あるも、 の主權者の思想を許さす。歐羅巴に於て虐主の抑壓を 和の精神は强度の自由の精神より出る嫉惡より、唯 はるゝ事を想像するも、事質かゝる場合は起らず。共 國に於て有力者等の同意を得て主權を掌握するもの現 を出し、共和政治の起りしは、この獨立自尊の精神によ 束縛を受くる事なく生活するを望む故なり。世に偉人 こめり。これは我等が鐵鎖に繋がれずに生まれし故、 民より野蠻人に至るまで、 自由の感情程我等に離れ難き者なし。最も開化せる人 るものにて、これにより人間の間に平等の精神起り、人 々をして自然狀態に近づかしむ。マキャヴエリは共和 自由意 志より自 由の境涯を脱し 皆同様に此の感情深く浸み

と述べ、原理としては、 て、奴隷狀態に服せしものを聞かず。 共和政治を以て最も自然

に適ひ、

自然

狀態 に近き ものとしてこ れを讃美

べの 説く所 はロック、ルッソーの説と異なる

ける風俗慣習」に、四 ところなし。なほ彼は一七四八年「ブラ jν グ家記録」の中、「ホ Ī ٠. ン ッ ¥ jν w ン朝 ン ゔ゙ に於 ン ブ

゙すべての國家は完成の域に達するには、 幾多の變遷を 所たり。カルタゴ、 主の専制を基礎こし、法律軍隊産業は君主の意志に左 を共にするも、 法ミ國家の興廢ミは、密接なる關係を有し、 の基礎ミし、 の搖籃こなり、 成所こなれり。 は武によりて國を建て、無敵の軍隊を造り、 ざるも、賢き法律は不死なればなり。スパルタ、 も速に制度の目的を達し、最もよく像存せらるゝは共 りも遅く、またこの境地に止まる事短し。最も完全なる 經るを要す。而して君主國が此に達するには共和國よ 和政治なり。蓋し良君主は生死の運命より脱するを得 政府の形態を、よく治めらるゝ君主政治こすれば、 繁榮を致せり。 君主政治に於ては、 アッチカの最後の破滅まで學問の庇 ソロンが國法を與へしアゼンスは藝術 ヴエニス、 共和政治にありては、 オランダは商業を國家 政府の形態は唯君 兩者運 英傑の養 羅馬 最 國

は、 右せられ、 が如き强固なる基礎的方針を樹つる事必要なり。 光景を呈し、國民の特性は涵養せらる暇なし。故に君 能の君主の次に野心家あらはるゝ等、絶えず新たなる 主國にては、王位を脅す事なくして、變化に動ぜざる その目的、方法に統一あるも、君主政治にては無 君主更迭せば方針も一變す。共和政治にて

の「マキャヴェリ駁論」には またヴォルテールによりて 訂正せられざる前 (26)

質際の専制は現世界を地獄ご化す。 君主政治は地上に於ける極樂を夢想するものにして、 君主政治も共和政治に優れりこいふべからず。哲人の

的施政の方針に、 夢想に過ぎざるに對し、 にかゝり、政見政策が絕えず變動し、哲人政治が を論じ、概して君主國の興廢が、

一に君主の個性 動搖を來す事なき點を以て、 共和國にては、 國家の目 君

然れごも彼は最後まで共和政治の讃美者にあら 第 九 卷 研 窕 フレデリツク二世の政治學説

主國に優れりとするなり。

政治を讃美すると同時に、共和政治の永續的のも 君主政治に比較し、反て後者の優れる事を述べた し、なほその後の論文書翰に於ても、 のにあらずして、 種々の缺陷を有する事を指 ざるは勿論、早く「マキャヴェリ駁論」に於て共和 共和政治を 摘

りº「マキヤヴェリ駁論」第九章に

「多くの共和國は、 部の腐敗に對し、瓦解を防ぎ得るや。(利己的精神が人 抵抗し得るや。如何にして共和國は、陰謀、誘惑や內 その自由を獲はむこするすべての原因に對し、永久に べてを待つ避け難き不幸の如し。如何にして共和國は 時の經過により倒れたり。これはす

あり。共和國は虐政の淵より自由の峰に高めらるも、 再び自由より奴隷狀態に陷る。 ケドニャのフィリップに反抗せしアゼンスが、 勇者これを率ゐる時は、 職後國家を危くする恐れ デモス テネスの時 アレ カ

ζ,

軍隊が臆病者に統率せらる時は、敵國に侵略せらるべ 家腐敗漢を誘ふ危機を豫言し、これより救ひ得るや。 間に漲る間は)まだ自由の為めに憂ふべき誘因や、野心

二五 (二九九)

第二號

サンドルに屈し、國王放逐後王政を競ひし離馬人が、 サンドルに屈し、國王放逐後王政を競ひし離馬人が、 関せし英人は設 國 卵の屋制を受く。共和國自ら君主 に反し、これを服従するなり。人間が生れ、或る期間生 に反し、これを服従するなり。人間が生れ、或る期間生 に反し、これを服従するなり。人間が生れ、或る期間生 に反し、これを服従するなり。人間が生れ、或る期間生 に反し、これを服従するなり。人間が生れ、或る期間生 での君主國、最も有力なる王國も一時なり。共和國 もかゝる時節の來るを知るべし。而して餘りに有力な もかゝる時節の來るを知るべし。而して餘りに有力な った門閥は國家の高源なり。君主、たこへ良君主の思想 と難、自由なる共和國民には容れられざるものなり。 立時間は國家の高源なり。君主、たこへ良君主の思想 を選ぶし一個人の意志よりも、法律に從ふを優れりこすれ ばなり。

臨利を求む。然れごも、この相互輔助の已む時、全體造る。文明人は社會契約を結び、相互輔助し、公共の人類は孤獨を好まず、最も野蠻なる者も少さき社會をと。 きた「愛國心に闘する書翰」に ☞

を破り、自ら属する社會ご職へるがためなり。 家の利益を無視して個人の利害を先きにし、 膱 も賢明仁慈なる君主政治は、今日に於ては事制政治よ 共和國の滅亡は、 體の不幸を招き、羅馬にては、共和國民ミしては、餘 その滅亡に當りては、希臘人は相互の嫉悪により、全 の混餓、更に各個人の破滅を招く。先例少からず。 りも 雰頭政 治に近し。 國家を支配 するものは法律の り。世界に於て、 りに有力なる数名の野心家の爲めに、 政府は倒れた 羅馬の南共和國は平等の法律の下に造られしも **総情に盲目なる國人の所業にて、國** 何物も安定ならず。歴史によれば、 社會契約 然れご

には、共和政治に見るが如き薫箏少なし。唯例外は、四頭第二輪者の如く公共の幸福を計る。また君主政治議の秘密を守るの利あり。多くの機關が協力し、恰も意の秘密を守るの利あり。多くの機關が協力し、恰もを分布す。君主は最早我意を貫かむこする專制者にあ

に關し諸の會議存立し、これに干與する人には皆主權

み。司法、財政、外交、

商業、軍事、

膂祭,

地方政治

土耳其政府及び君主の利益ご各人の利益を密接ならし土耳其政府及び君主の利益ご各人の利益を密接ならし土耳其政府及び君主の司益にして、國民は子なり。共に如くなるべし。君主は父にして、國民は子なり。共に如くなるべし。君主は父にして、國民は子なり。共には善良なる國民を造る。蓋し國家この結合密接にして、國家に忠宣なる多くの偉人を出し、羅馬は自由を失へる後多くの偉人、善良なる皇帝を出せり。 る後多くの偉人、善良なる皇帝を出せり。 電車は共和政治こなりても、(註フレ デリックは一七と述べまた、「現代史」第一窓には こっち後多くの偉人、善良なる皇帝を出せり。

と。また同書第七章に

(00)

運命の變化や時代もこれを除くを得ず。瑞典の例は、一九年の憲法改 正に より 瑞典 は共和政治に變ぜりこ一九年の憲法改 正に より 瑞典 は共和政治に變ぜりこう かほ王國時代の奪嚴や維持し、他國民よりも優越す) たほ王國時代の奪嚴や維持し、他國民よりも優越す) たほ王國時代の奪嚴や維持し、他國民よりも優越す) たほこ世の天才は、國民の精神に强き印象を與へ、即立、「現代史」第一窓には 四

代の征服慾を保存せり。これ共和の精神に反す。に陰謀を企て、公平無私の念は貪慾ごなり、滋爭行はは私 慾の境 牲ごなり、議 會には佛、露風の 滋爭行はは私 慾の境 牲ごなり、議 會には佛、露風の 滋爭行は

等の計畫を豫知し、これに 對して 豫防するを得るな等ではよれり。王國にては、軍隊は尊敬せられ、國家を危くする事なくして國防の役目をなすも、共和國にな恐れられ、野心は陰謀に變り、不知不識の裡に墮落のは恐れられ、野心は陰謀に變り、不知不識の裡に墮落のは恐れられ、野心は陰謀に變り、不知不識の裡に墮落のと思加はり、名譽心は失はる」に至る。これ運命が何と、五十二世後瑞典軍の名聲の衰へしは、憲法の手ャールス十二世後瑞典軍の名聲の衰へしは、憲法の手ャールス十二世後瑞典軍の名聲の衰へしは、憲法の

と。また戦争に關して、君主國のみが好戰國にあ

6

君主國が共和國に變ずる場合に、劣等の地位に陷る事

第九卷

研究

フ

レデリック二世の政治は既

第二號 二七 (二〇一)

鉨 九 卷 豣 筄 フレデリツク二世の政治學説

じ、「偏見論に對する辨」に於て 大軍を動かす事必ずしも無謀に非ざるを辨 (3r)

| 戰爭をなすは國王に限る三思ふなかれ。 共和國 + 絶え **國民

三

戰

へ

る

に

非

ず

や

。

ま

た

如

何
な

る

王

國

三

難

、 ず戦へり。希臘はエトリャ同盟の滅ぶまで、** 絶えず他 羅馬

共和國程多く職へるものなし。また近代の共和國ヴェ 時代こなりても、 ス スウィ ス 英吉利、 王國時代ご同様に戰へり。波崩に就 和崩も然り。瑞典も共和國

故に共通の點を有するに係はらず、獨り君主國のみを ての政府は、クエーカーを除かば暴虐野蠻なり。 現在こ過去こを見よ。君の說によれば、 欧羅巴のすべ 何が

きては、こゝに永久の平和ありこ考ふるならば、その

和政治の下には、

國民の利己的感情强

相互

0

と言ひ、またダランベ ì jν 宛の書翰に (32)

難ずるや。

羅馬人は大軍を動かす風を開けり。 嫉惡に對し、 を利用せしなり。大軍を舉ぐる事必ずしも農工業を害 ルイ十四世が大軍を動かせし事を難ずるも、 敗残者たるを好まず、 西班牙王室の衰微 またルイは隣國の 既に以前

要なし。剰餘は乞食强盜ミ變ずる恐あり。また大軍を せず。農工業に從事する者は、 り平和を齎すを得。 動かす時は、 戦争の期間を短縮し、

七八回の戦闘によ 所要の人敷以外には必

ટ્ 實際より觀 國是とする共和國は、國家の理想的形態なるも、 以上彼の論ずる所によれば、自由と 平和を れば、 種々の禍根その裡に伏在 共

に陷り、共和の精神を失ひ、然らざれば 熾烈を極め、軍備を擴張せば國家の實權將帥の手 嫉惡により內部の紛爭を招き、 陰謀績發し、 其國類

より免るゝを得ずとし、 制君主國さなるか、外國の侵略を蒙りて其の併吞 の隙を窺ひ、 結局共和國は簒奪者の餌となりて専 共和の形態を以て永續 的

ず、君主慈父の心を以て民に臨まば、 主權を掣肘する機關備は のものに非ずと論じ、反て近代の君主政治には þ 君主は専制なるを得 君臣の利害

ずしも君主國の特徴にあらず。共和國も軍國主義 専制國に復歸すべく、大軍隊の使用、尚武主義が必 た君主政治より共和政治に變じたる國家も、 共和政治に優れるものありと斷ぜり。 再び b o 重説より出で、その共和政治の弱點を指摘し、 時の政治學説たる純理主義の契約説に基 後矛盾せる 所少なからざるは、一 彼の共和政治に對する讃美論 は、 見して明

明らか

13

< 自由

君 偏 ŧ

一致

を奉ぜりとし、且つ大軍隊使用が必ずしも非難す また彼の謂ふ所の共和國の中には、 専制政治より寡頭政治に轉 羅馬、ヴェニス、スウィス、和蘭等,普通 君主國家の為めに辯明す 當時の波蘭、 U たる君 古 瑞 主 なり。 義啓蒙思想のみ追從するを得ず。 治の考察、 主政治を讃美せるは、歴史的研究と當時の實際政 て彼の學説は專ら十八世紀一般の思潮 進み功利主義的學説に移り行きしものと考ふべき 彼の環境より立論せるも 更に特殊研究に のな tz è è る純 理主 從

(io) Ibid. t. XVI p. 239 Correspondance de ance de Frédéric avec M. de Suhm Frédéric avec

國をも加へ、更に名譽革命後主權の人民に移轉し

典の如き、

に共和國と認めらるものゝ外に、

代の希臘、

る所あり。

べきものに非ずと論じ、

(12) Ξ Ibid. t. VIII p. Ibid. t. VIII p. 88 L' Antimachiavel corps politique de l'Europe 25 Considérations sur l'état présent du

砈 究 フ レデリツク二世の政治學説 0

ずる所の共和

國

君主國に關する議論

には、

前

(13)

第

九

卷

相違に應じて異れ

る批判をなせり。

而して以上彼 其の性質の

としての概括的の批判を加ふる外に、

たは、君主獨裁、

宰相

専制の國家をも含み、

君主

國 ţ 國

選舉國、

簒奪または侵略によりて獲たる國家、

たる英國をも加へたり

30 また君主國には相續

(9) 註

Oeuvres de Frédéric le grand t, XVI p. 345 Correspond-

(前號に續く)

第二號

Ibid. t. IX p. 39 Instruction au Major Borcke

二九

郭 九 究 フレデリツク二世の政治學説

- (44) Ibid.: . IX p. 208 Essai sur les formes ment et sur les devoirs des souverains. de gouverne
- (35) Ibid, t. IX p. 205 Essai sur les formes ment et sur les devoiss des souverains de gouverne
- (16) rnement et sur les devous des souverains. Ibid. t. IX p. 195-197 Essai sur les formes de gouve
- (17) corps politique de l'Europe. lbid. t, VIII p. 25 Gonsiderations sur l'état présent du
- (81) Ibid. t. VIII p. 65 L'Antimachiavel chap. I
- 3 Ibid. t. IX p. 227 Lettres sur l'amour de la patrie
- 20 ment et sur les devoirs des souverains lbid. t. IX p. 196 Essai sur les formes de gouverne
- (2.E.) Emil du Bois-Reymonde, Friedrich II u. J. J. Rousseau.
- (22) Idid. t. VIII p. 100 L'Antimachiavel chap XII.
- (23) Ibid t. VIII p. 113 L'Antimachiavel chap. XVI

Ibid. t. VIII p. 91 L'Antimachiavel chap. IX

(24)

- 25 Ibid. t. I p. 238-239 Memoires pour servir à l'histoire umes sous la dynastic des Hohenzellern. de la maison de Frandchoury. Des moeurs et des cout
- (26) Ibid. t. VIII p. 204 Réfutation du prince de Machia vel chap. IX
- (27) 1bid. t. VIII p. 91-92 i. Antimachiavel. chap. IX

Ibid. t. IX p. 215-217 Lettres sur l'amour de la patrie

38

- HO (三) (四)
- (29) (30) Ibid t. II p. 139 Histoire de mon temps chap. VII Ibid. t. II p. 20-21 Histoire de mon temps chap. I
- (31)Ibil t, IN p 143 Examen de l'essii sur les préjugés これは一七六九年に出でし に Essai sur les préjugés,
- (32) 初めフレデリ ツクはヴオ ルテー ルこ同様 に英國の憲政 しダランベール、及び ヴォルティルに贈りしものなり。 le bonheur des hommes, ouvrages contenant l'apologie ou De l'influence des opinions sur les meeurs et sur de la philosophie に對する 駁論にして一七七〇年に起草
- せし図民、 盟を脱退せし事を憤慨し「歐羅巴に於ける唯一の題 みさ なる態度一七六〇年フレデリツクの危機に際し、英國が同 すその制度に疑な抱き殊に七年腹爭に於ける 英國の曖昧 (Ocurres XII p. 175 Epitre sur la michancete des qo 海の 聆利者は 我等を 憐みまた 我等を忘る」

を職美せしも黨争職烈の為め法律の改廢 瀕々たるを喜ば

措かざりし英國の共和的 制度に非難を加ふるに至れり。 なる外変の外に内部の 黨爭に基くものさし前に賞讚して 對する彼の管見に影響し英国の同盟脱退を以てその悪辣 歪るまで論難する所なり。 この對英感情は英國の制度に デリクを孤立せしめたる事に就きては雨図の史家今 日に 計に使用せる事を非難せり。 **對する不信な攻空し、 植べの武方を隠視し筋兵を植民征** mmes)を領し、米國稙民の獨立に際しては英國の稙民に 英國の同盟を脱退してフレ